

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県事務処理規則等の一部を改正する規則

建築指導課

### 【告示】

○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正

〃

（県例規集登載）

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

指導監査室

○ 指定通所支援の事業の廃止の届出

〃

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

障害福祉課

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の名称等の変更

〃

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更

〃

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

〃

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

〃

○ 道路の区域変更

道路整備課

## 目次

担当課（室）

### 【公告】

○ 道路の供用開始  
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

〃

〃

○ 落札者等の決定

警察本部会計課

〃

〃

### 【教育委員会】

○ 平成三十一年度岡山県教育委員会職員（学芸員（刀剣））採用候補者選考試験の実施

教育委員会

◎岡山県規則第四十号

岡山県事務処理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年九月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則等の一部を改正する規則

(岡山県事務処理規則の一部改正)

**第一条** 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三建築指導課の部2の項1(2)中「第68条の7」の次に「第85条」を加え、同項5中(31)を(33)とし、(26)から(30)までを一ずつ繰り下げ、同5(25)中「仮設建築物」を「仮設建築物」に改め、「第5項」を削り、同(25)を同5(26)とし、同(26)の次に次のように加える。

(27) 仮設興行場等の建築の許可 (第85条第5項, 第6項)											
ア 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等に係るもの						○					
イ ア以外のもの								○	県民局長		

別表第三建築指導課の部2の項5中(24)を(25)とし、(4)から(23)までを一ずつ繰り下げ、同5(3)中「第43条第1項」を「第43条第2項第2号」に改め、同(3)を同5(4)とし、同5(2)の次に次のように加える。

(3) 敷地等と道路との関係における特例認定 (第43条第2項第1号)										○	県民局長	
-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	------	--

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

**第二条** 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年岡山県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三十二の項中(78)を(80)とし、(54)から(77)までを二ずつ繰り下げ、同項(53)中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同(53)を同項(54)とし、同(54)の次に次のように加える。

---

(55) 法第八十五条第六項の規定による一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請の受理及び当該許可通知書の交付

---

別表第二の三十二の項中(52)を(53)とし、(10)から(51)までを一つずつ繰り下げ、同項(9)中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に、「の建築」を「に関する制限の適用除外に係る建築」に改め、同(9)を同項(10)とし、同項(8)の次に次のように加える。

---

(9) 法第四十三条第二項第一号の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る建築の認定の申請の受理及び当該認定通知書の交付

---

(岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第三条 岡山県福祉のまちづくり条例施行規則(平成十二年岡山県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の部(二)の項4中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年九月二十五日から施行する。

◎岡山県告示第五百四号

〔許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。〕

平成三十年九月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表土木部の部建築指導課の項1中「第43条第1項」を「第43条第2項第2号」に改め、同項中99を100とし、21から98までを一ずつ繰り下げ、20の次に次のように加える。

21	建築基準法第35条第6項	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可	40日	5日		
----	--------------	--------------------------------	-----	----	--	--

別表出先機関の部県民局（建設部）の項中106を107とし、56から105までを一ずつ繰り下げ、同項55中「仮設建築物の建築許可」を「仮設興行場等の建築の許可」に改め、同55を同項56とし、同項中54を55とし、53を54とし、同項52中「第43条第1項」を「第43条第2項第2号」に改め、同52を同項53とし、同項51の次に次のように加える。

52	建築基準法第43条第2項第1号	敷地等と道路との関係における特例認定	40日	5日		
----	-----------------	--------------------	-----	----	--	--

附 則

この告示は、平成三十年九月二十五日から施行する。

平成30年9月21日 岡山県公報 第12027号

◎岡山県告示第五百五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成三十年九月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

なくら七色キッズ

2 所在地

美作市栄町六八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社美作名倉堂

2 主たる事務所の所在地

美作市栄町七一ー一

三 指定年月日

平成三十年七月一日

四 事業所番号

三三五一五〇〇〇二四

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

つむぎ高梁

2 所在地

高梁市横町一〇七二ー一 番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人 発達支援ネットワーク つむぎ

平成30年9月21日 岡山県公報 第12027号

2 主たる事務所の所在地

高梁市有漢町有漢八五一一番地

3 指定年月日

平成三十年七月一日

4 事業所番号

三三五〇九〇〇〇六八

5 事業の種類別

居宅訪問型児童発達支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

学習支援レインボー総社中央教室

2 所在地

総社市総社二丁目一―三〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社T S U M O R I

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区新屋敷町二丁目一〇番一〇号

三 指定年月日

平成三十年七月一日

四 事業所番号

三三五〇八〇〇一八五

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等サービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ますかっつと

2 所在地

倉敷市西中新田五番地八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

NPO法人晴れ

2 主たる事務所の所在地

倉敷市西中新田五番地八

三 指定年月日

平成三十年七月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇七一七

五 事業の種別

児童発達支援

◎岡山県告示第五百六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があつた。

平成三十年九月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ぷらんもわ

2 所在地

井原市下出部町一丁目三二番地八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ろむ

2 主たる事務所の所在地

広島県福山市神辺町大字新徳田三四〇

三 廃止年月日

平成三十年六月三十日

四 事業所番号

三三五〇七〇〇〇四七

五 事業の種類別

放課後等デイサービス



◎岡山県告示第五百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年九月二十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
中務薬局	浅口市金光町占見新田748	H30.7.1
たかこ歯科	笠岡市西大島新田111-1	H30.8.1

◎岡山県告示第五百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成三十年九月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
藤井クリニック	総社市駅南二丁目17-1	所在地	総社市三輪1022-2	総社市駅南二丁目17-1	H30.7.14

◎岡山県告示第五百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成三十年九月二十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
中務薬局	浅口市金光町占見新田748	H30.6.30
松本歯科医院	津山市山下27-3	H30.7.1

◎岡山県告示第五百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成三十年九月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者

種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業者	医療法人ときわ会	総社市駅南二丁目17-1	藤井クリニック	総社市駅南二丁目17-1	主たる事務所 の所在地	総社市三輪1022-2	総社市駅南二丁目17-1	H30.7.14
〃	〃	〃	〃	〃	事業所の所在地	〃	〃	〃
介護予防事業者	医療法人ときわ会	総社市駅南二丁目17-1	藤井クリニック	総社市駅南二丁目17-1	主たる事務所 の所在地	総社市三輪1022-2	総社市駅南二丁目17-1	H30.7.14
〃	〃	〃	〃	〃	事業所の所在地	〃	〃	〃

◎岡山県告示第五百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成三十年九月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	こんこうフーマーシー株式会社	浅口市金光町占見新田740-2	中務薬局	浅口市金光町占見新田748	H30.6.30
介護予防事業者	こんこうフーマーシー株式会社	浅口市金光町占見新田740-2	中務薬局	浅口市金光町占見新田748	H30.6.30
居宅介護事業者	松本 行弘	津山市山下27-3	松本歯科医院	津山市山下27-3	H30.7.1
介護予防事業者	松本 行弘	津山市山下27-3	松本歯科医院	津山市山下27-3	H30.7.1

# 平成30年9月21日 岡山県公報 第12027号

◎岡山県告示第五百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山城宮尾線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
苦田郡鏡野町下原字鳴一二〇〇番一地从 から 苦田郡鏡野町下原字前田一二二三番八地 先まで	新	一〇・五 二三・五	二八九・三
苦田郡鏡野町下原字鳴一二〇〇番一地从 から 苦田郡鏡野町下原字前田一二二三番八地 先まで	旧	七・八 二三・五	二八九・三

平成30年9月21日 岡山県公報 第12027号

◎岡山県告示第五百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	山城宮尾線	区 間 苦田郡鏡野町下原字鳴一二〇〇番一地先から 苦田郡鏡野町下原字前田一二一三番八地先ま で	平成三十年 九月二十一 日

〔四五九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年九月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真庭市福田字唐立ノ元三五五―三〇、三五五―三一、三五五―三二、三五五―三三、三五五―九五、三五五―九六

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

山口県山口市大内長野四六二―一

株式会社ゆだ

代表取締役 河本 善邦

三 許可番号

岡山県指令建指第六八号



〔四六〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年九月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字座頭橋四九九―九、四九九―一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区北長瀬本町二四―二五グレースハイツA一〇一

高木 翔太

三 許可番号

岡山県指令建指第一四三号

平成30年9月21日 岡山県公報 第12027号

〔四六一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年九月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字上仲田四五四―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野七八四―一〇アヴェニールA一〇二号

竹田 幸弘

竹田 直子

三 許可番号

岡山県指令建指第一四七号

# 平成30年9月21日 岡山県公報 第12027号

〔四六二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年九月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 一 借入件名

交通事故現場図化用機器

## 二 借入期間

平成三十一年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

## 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部交通部交通指導課

岡山市北区内山下二丁目二番六号

## 四 落札者を決定した日

平成三十年八月二十三日

## 五 落札者の氏名及び住所

リコーリース株式会社

東京都江東区東雲一丁目七番一二号

## 六 落札金額

一月当たり五四四、三二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四〇、三二〇円）

## 七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 八 入札公告日

平成三十年六月二十六日

# 平成30年9月21日 岡山県公報 第12027号

〔四六三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年九月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 借入及び調達件名

運転免許証作成システム機器の借入れ及び消耗品の購入

## 二 契約期間

平成三十一年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

## 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部交通部運転免許課

岡山市北区御津中山四四四番地三

## 四 落札者を決定した日

平成三十年八月二十三日

## 五 落札者の氏名及び住所

東芝自動機器システムサービス株式会社

神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目二番四号

## 六 落札金額

五七九、一二七、三二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四二、八九八、三二〇円）

## 七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 八 入札公告日

平成三十年七月六日

◎岡山県教育委員会公告

平成三十一年度岡山県教育委員会職員（学芸員（刀剣））採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成三十年九月二十一日

岡山県教育委員会

一 試験の目的

この試験は、平成三十一年度岡山県教育委員会職員（学芸員（刀剣））採用の選考資料とするために実施する。

二 採用職種

学芸員（刀剣）

三 採用予定人員

一名程度

四 職務内容

岡山県立博物館等において、作品の収集・保管・展示・調査研究等学芸員としての専門的業務のほか、教育普及業務及び入館者対応業務に従事する。

五 受験資格

1 次のいずれにも該当する者

- (1) 昭和五十三年四月二日以降に生まれた者
  - (2) 大学若しくは大学院等において日本工芸を専攻し、又は研究し、学士、修士又は博士を称することを得る者は博士を称することを得る者
  - (3) 日本工芸（主に刀剣）に関する調査研究及び安全な取扱いに関する知識・能力を有する者
  - (4) 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条に規定する学芸員の資格を有する者又は平成三十一年三月末日までに取得見込みの者
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。
- (1) 日本の国籍を有しない者
  - (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

六 受験申込み

1 受付期間

平成三十年九月二十一日（金曜日）から同年十月十二日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで。なお、郵送の場合は、同日までの消印があるものは受け付ける。

2 提出書類

- (1) 受験申込書（所定の様式による。）
- (2) 受験票（所定の様式による。）
- (3) これまでの業績・研究歴（所定の様式による。）

3 受付場所

岡山県教育庁教育政策課人事班

（〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号）

（電話 （〇八六）二二六―七五六八 直通）

4 受験票の交付

受験票は、受付締切後、平成三十年十月十八日（木曜日）頃発送するが、同月二十四日（水曜日）を過ぎても受験票が届かない場合は、岡山県教育庁教育政策課人事班まで連絡すること。

5 インターネットによる申込み

インターネットによる受験申込みは平成三十年九月二十一日（金曜日）八時三十分から同年十月十二日（金曜日）十七時まで受け付ける。詳細は、岡山県教育庁教育政策課ホームページを参照すること。

七 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

- (1) 一般教養試験（択一式）
- (2) 専門試験①（記述式（英文和訳による基礎能力試験を含む。））
- (3) 専門試験②（論文）

2 第二次試験

- (1) 適性検査
- (2) 口述試験（面接・口頭試問）

八 試験の日時及び場所

1 第一次試験

平成三十年十月二十八日（日曜日）九時十五分から十五時五分まで

岡山県庁分庁舎（岡山市中区古京町一丁目七番三六号）

2 第二次試験

平成三十年十一月二十七日（火曜日）十時から十七時まで

第一次試験の合格者に対して別に通知する場所

九 合格者の発表

第一次試験については平成三十年十一月十六日（金曜日）に、第二次試験については同年十二月二十一日（金曜日）に、岡山県教育庁教育政策課ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者に対して直接通知する。

十 受験申込書等の請求先

受験申込書、受験票及び試験実施要項は、岡山県教育庁教育政策課人事班において交付する。なお、郵便で受験申込書等を請求する場合は、宛先明記の返信用封筒（定形の場合は、九十二円分の切手を貼り付けたもの）を同封のこと。また、岡山県教育庁教育政策課ホームページからもダウンロードすることができる。

十一 採用日及び採用後の給与

1 採用日  
合格者は、原則として平成三十一年四月一日付けで採用する。

2 給与  
給料月額は、四年制大学卒（新卒）の場合、原則として一九一、九〇〇円（経歴により変動することがある。）で、このほか諸手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等）をそれぞれの条件で支給する（平成三十年四月時点の制度の場合）。なお、今後の給与改定の状況によっては、支給額が増減することがある。

十二 受験上の配慮

身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする場合は、受験申込み時に連絡すること。

十三 その他

1 受験申込書の記載内容が事実と相違する場合は、合格を取り消すことがある。  
2 受験手続その他の詳細については、岡山県教育庁教育政策課人事班に問い合わせる（こと）。